

3. オンライン資格確認導入のメリット

被保険者は会社の入退社、被扶養者は収入の増減等で健康保険の資格の異動（取得・喪失）が発生します。

現在の健保資格の有無についての確認は、患者が医療機関等への受診の後、診療報酬明細（レセプト）が審査支払機関（支払基金等）を経て健保組合に到着して健保組合で確認する仕組みとなっています。しかし、受診から資格確認まで2か月以上を要していることから、この間に退職後当健保組合の健康保険証を利用する等による誤請求が発生し、医療費返還等、対応に多くの事務工数が発生する等の課題があります。医療機関等の窓口において、オンライン資格確認を行うことで、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになるため、保険診療を受けることが出来る患者かどうかを医療機関等が即時に確認することが可能となり、診療報酬明細書（レセプト）の返戻や被保険者へ医療費返還等の事務工数等が減ることが期待されます。

なお、オンライン資格確認の運用開始につきましては、当初2021年3月からとしておりましたが、本格運用前のテストという位置づけでプレ運用を継続することとなり、2021年10月までに本格運用される予定です。

4. マイナンバーカードの健康保険証利用について

プレ運用としてマイナンバーカードの保険証利用が始まっていますが、マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、個人にてマイナポータルから初回登録手続きを行う必要があります。

詳しくは、下記厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省のサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

厚生労働省 HP > ホーム > テーマ別に探す > 健康・医療
> マイナンバーカードの保険証利用についてお知らせします（被保険者向け）

5. プレ運用としてマイナンバーカードで受診可能な医療機関・薬局等について

厚生労働省のホームページで公開しています。必ず事前にご確認のうえご受診ください。

導入保険医療機関等を受診する場合であっても、マイナンバーカードだけでなく、健康保険証等や限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証をご持参ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります。



以上

富士通健康保険組合 適用給付レセプトグループ

外線：044-738-3010※音声案内は【3】を押してください